

児童相談所の設置に向けた検討状況について

1 （仮称）総合子どもセンター分室（一時保護施設）について

（1）一時保護施設の機能

一時保護施設は、虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合や子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合、また、適切かつ具体的な援助方針を定めるために、十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合等に子どもを一時保護する、児童福祉法の規定に基づく施設である。

平成 30 年 7 月に国が公表した「一時保護ガイドライン」では、一時保護施設においては、家庭的環境等の中で子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を確保した上で、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を行うこととされている。具体的には、子どもの年齢等に配慮しつつ原則として個室対応を基本とし、学齢児に対しては学習支援、未就学児に対しては保育を行うとともに、スポーツや読書、音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供する。

（2）整備にかかる基本的な考え方

児童福祉司、児童心理司による子どもへの十分かつ丁寧なアセスメント及びケースワークの実施、緊急時の応援体制の確保等のため、（仮称）総合子どもセンターの近接地域に設置することを基本とする。施設内では、上記ガイドラインを踏まえ、個室対応を原則とした上で、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等毎日の生活の場面で、個々の子どもの状態に合わせた支援を実施できるよう施設、設備の整備を図っていく。

（3）入所定員

12 名程度

（4）主な諸室の想定

居住空間として、居室、浴室、洗面所、トイレ、ラウンジ等を学齢男女、幼児別に設ける。日中活動空間として、食堂、学習室、体育館を設ける。

この他に、面接室、集団生活が難しい場合の個別対応個室、医務室等の子どもの状況に応じた支援等が行える部屋や、職員室、物品庫等の事務スペースを確保する。

（5）整備規模

延床面積 1,000 m²程度

2 今後の検討スケジュール

次のとおり検討を進める。なお、今後、特別区としての検討や、国、東京都との協議の進捗に合わせて内容の調整を図る。

平成 30 年度

- ◇ (仮称) 総合子どもセンター分室整備基本計画策定
- ◇ 一時保護所の相互利用等広域調整の検討
- ◇ 専門職の計画的配置・採用・育成、児童相談所等への派遣研修継続
- ◇ 社会的養護（児童養護施設・里親等）の考え方と広域調整の検討
- ◇ 児童相談所設置市事務実施体制の検討・整理
- ◇ 国・東京都との協議

平成 31・32 年度

- ◇ (仮称) 総合子どもセンター分室設計・工事
- ◇ 児童相談所設置市の政令指定手続き、条例等例規整備
- ◇ 児童相談所業務・ケースの引継、児童相談所設置市事務の引継

平成 33 年度

- ◇ (仮称) 総合子どもセンター 開所
(児童相談所機能含む)